

旅行条件書

お申込みいただく前に、当旅行条件書を必ずお読み下さい。

この旅行は、株式会社ツアーオフィス「ブレッツィ」(以下「当社」)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。

旅行契約の内容/条件は各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発まえにお渡りする確定書面(出発のご案内)及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書(以下「申込書」)に所定の事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申し込み頂きます。
申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
30,000円未満	全額
30,000円以上60,000円未満	20,000円
60,000円以上	30,000円

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・電子メール・その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。お客様は当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申し込み書と申し込み金を提出していただきます。尚、お客様から当該期間内に申し込み金の提出がなされないときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。(お取消の場合は必ずお電話にてご連絡下さい。)

- (3) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申し込み金を受理した時に成立するものとします。

- (4) 旅行契約の成立後、速やかに当社はお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。尚、パンフレット、じゃらん、るるぶじゃぱん等の広告及び本旅行条件書は、契約書面の一部となります。

2. お申し込み条件

- (1) 身体に障害・慢性疾患をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、介助者の同行等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は旅行の安全かつ円滑な実施の為に介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について変更すること等を条件とする事があります。またお申し込みをお断りすることがあります。

- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、参加をお断りすることがあります。

- (3) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を要すると判断する場合は、必要な処置を取る場合があります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

- (4) お客様の都合による別行動は原則としてできません。

- (5) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる場合、お申し込みをお断りすることがあります。

- (6) その他当社の業務上の都合があるときにはお申し込みをお断りすることがあります。

3. 確定書面のお渡し

- (1) 旅行中、お客様におもな利用運送機関・宿泊施設に関する確定旅行内容を契約書面に記載出来ない時は、確定書面(出発のご案内)として遅くとも旅行開始日の前日までに配達いたします。ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約のお申し込みがなされた場合に当たっては、旅行日開始日迄にお渡しします。

- (2) 当社は、出発のご案内のお渡し前でも、お問い合わせ頂ければ、手配状況についてご説明いたします。

- (3) 当社が手配し、管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、出発のご案内に特定されます。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金(申込金を差し引いた差額)は、旅行開始日の前日から起算して14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。尚、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

5. 旅行代金の適用

- (1) ご参加されるお客様のうち特に注釈の無い場合、満12歳以上の方は大人旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子供旅行代金となります。3歳未満の同伴幼児は、お客様の申し出により、特別手配した場合、実費を申し受けます。尚、各年齢は旅行開始日当日を基準に適用します。

- (2) 申込金、取消料、違約料、変更補償金の額の算出の際に基準となる代金は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額等」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金。(特に明示する場合を除き航空機はエコノミークラスを、鉄道は普通車を利用します。)

- (2) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金。(一人部屋の旅行代金が設定されるコースを除き、お一人様で一部屋をご希望される場合は、別途追加料金が必要となります。但し、宿泊施設の事情などにより、確保できない場合があります。尚、他のお客様との相部屋のお取り扱いをいたしません。)

- (3) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。

- (4) 旅行日程に明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金。

- (5) 団体行動中の心付け。

- (6) 添乗員サービス料金: 添乗員が同行する場合に必要な経費。

- (7) 旅行日程に特に明示したその他の費用。

上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻し致しません。

7. 旅行代金に含まれないもの

第6項のほかは、旅行代金に含まれません。その一部を次に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を越える分について)

- (2) 飲物代、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイドなどに対する心付け、その他、追加飲食費等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

- (3) 傷害、疾病に関する医療費。

- (4) ご希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金。

- (5) 旅行日程に含まれていない交通費等の諸経費。

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延・目的地空港の変更等)、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更する

ことがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に説明いたします。

9. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、著しい経済情勢の変化などにより、通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、その改訂差額分だけ旅行代金を変更することがあります。但し、旅行代金を増額する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

- (2) 旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は第8項に基づき旅行内容が変更され旅行の実施に要する費用の増加を伴う契約内容の変更がなされたときは、当社はその変更差額分だけ旅行代金を変更する場合があります。但し、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。

- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず、当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載した旅行代金の額を変更することがあります。この場合、お取り消しされたお客様より所定の取消料をいただきます。

10. お客様の交替

お客様はあらかじめ当社の承諾を得て所定の金額の手数料を当社にお支払のうえ、契約上の地位を第三者に譲り渡すことが出来ます。この場合、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。尚、当社はお客様の交替をお断りすることがあります。

11. 旅行契約の解除[旅行開始前]

A. お客様の解除権

- (1) お客様は、いつでも次に定める取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。但し、旅行契約上の解除のお申し出は、お申し込みされた販売店又は当社の営業時間内のみお受けいたします。

取消日	取消料
① 21日目に当たる日以前	無料
② 20日目に当たる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
③ 7日目に当たる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤ 出発日当日の解除	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

・お客様のご都合によるお申し込み内容の変更につきましても、上記取消料と同額の変更料をお支払いいただくようになります。予めご了承下さい。

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取り扱いは、事由に基づき、旅行契約を解除する場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

- (3) お客様は、次に該当する場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ① 契約内容が変更されたとき、但し、その変更内容が第2項別表左欄に掲げる物その他の重要なものであるときに限ります。
- ② 第9項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社がお客様に対し第3項(1)に規定する期日までに最終日程表をお渡ししなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に従った旅行の実施が不可能となったとき。

B. 当社の解除権

- (1) 当社は、お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金(申込金を差し引いた残額)を支払わないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

- (2) 当社は、次に該当する場合、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病気その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様の人数が契約書の書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。尚、当社は旅行を中止する場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にこの旨をお客様に通知します。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となおそれが極めて大きいとき。

12. 旅行契約の解除[旅行開始後]

A. お客様の解除

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかった場合、又は途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (2) お客様の責に帰さない事由により、契約書面に記載した旅行サービスを受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち不可能となった部分に係わる金額をお客様に払い戻します。

B. 当社の解除

- (1) 当社は、次に該当する場合、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- ① お客様が、病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等に指示に従わないとき、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2) 当社が本項B(1)により旅行契約を解除したときには、当社とお客様との間には契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。尚、お客様がまだにその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用は、これをお客様の負担とします。但し、お客様が第1項A(1)により、取消料を支払わなければならないときは除

きます。

(3) 当社が本項B(1)①または③により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な手配をいたします。

13. 旅行代金の払い戻し

当社は、旅行代金の減額や旅行契約の解除によって、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻し戻りについては、解除の翌日から起算して7日以内に、また旅行開始後の解除による払い戻し戻りについては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し、当該金額を払い戻しいたします。

14. 最少催行人員

特に明示する場合を除き、お申し込みの旅行は参加者が15名に達しない場合、実施しないことがあります。当社は催行中止の場合に限り、第11項B(2)に定める期日までにお客様にその旨を通知します。

15. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、障害などにより保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合に於いて、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

16. 当社の指示

お客様は旅行開始後終了までの間において、団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないとします。

17. 添乗員など

(1) 当社は、添乗員が同行しない旅行にあっては、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

(2) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

18. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害をあたえたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

19. お客様の責任

(1) お客様の故意・過失・又は法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様が受けられる旅行サービスが契約書面の記載内容通りに適切に提供されていないことがありましたら、速やかに当社若しくは手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出下さい。また旅行者は旅行業者から提供された情報を活用して、旅行者の権利義務等、契約内容について理解するよう努めなければならないとします。

20. 特別補償

(1) 当社は、第18項の当社の責任の有無を問わず、当社約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害については補償金及び見舞い金を支払います。

(2) 当社は、第18項(1)の責任を負ったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合で、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロロケット機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運転中の事故によるものときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞い金を支払いません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、その限りではありません。

(4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。

(5) 旅行日程中、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日に生じた事故及びお客様が被った損害については補償金及び見舞い金の支払いはされません。

21. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(但し、サービスの提供が行われていたにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②に規定する変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。

① 次の掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- a. 天災地変。
- b. 戦乱。
- c. 暴動。
- d. 官公署の命令。
- e. 運送・宿泊機関における欠航・不通・休業等の旅行サービスの提供の中止。
- f. 遅延・運送スケジュールの変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

② 第11項又は第12項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は補償金を支払いません。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

(2) 当社がひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、本項(1)の規定にかかわらず、お客様1名に対してお支払い対象旅行代金15%を乗じて得た額を限度とします。またひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額がお客様1名に対して1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替えて、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(4) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、その変更の程度が契約書面の内容を逸脱しない限りは、変更補償金を支払いません。

(5) 当社は、旅行サービスの提供を受けた「日付」や「順序」の変更については、重要な変更とは考えず、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	15	30
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	10	20
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	10	20
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	10	20
⑤ 契約書面に記載した(本邦内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	10	20
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	10	20
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	10	20
⑧ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	25	50

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「確定書面」の記載内容との間又は「確定書面」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 3又4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4 4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 4又は6若しくは7に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。

注6 8に掲げる変更については、1から7までの率を適用せず、8によります。

22. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件、又、旅行代金は、当該パンフレット、Webサイトの広告に明示した日を基準とします。

23. その他

(1) 旅行代金には消費税等諸税が含まれております。但し、宿泊・食事施設において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、当該料金に対して原則として消費税が課せられます。

(2) お客様のご都合による便変更、延泊等の日程変更はできません。

(3) お客様のご便宜をはかるため、土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(4) 当社は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(5) この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

(6) 海外旅行につきましては、この条件書と異なります。別紙お送りいたします。旅行業約款をご覧ください。

宿泊ホテルは同等クラス利用となる場合があります。利用航空便・宿泊施設の決定は出発日の7日前以降となります。最終日程表でご確認下さい。運送機関のスケジュールや、気象条件等の不可抗力による旅行行程等の変更、及び航空運賃等の変更による参加費用の変更等がある場合もございます。特に大雪又は台風の影響による宿泊延長の費用はお客様のご負担となります。

個人情報の取扱いについて

1. お客様にお伺いする情報の利用目的

お客様が当社の商品・サービスをご利用いただくこととする際に、当社からお客様のお名前、年齢、ご住所、電話番号、メールアドレス(メールにてのお問い合わせ時のみ)など個人情報を伺いさせていただきます。これは、ご希望される商品・サービスを提供する際に必要となる情報であり、同じ目的でそれ以外の事項についてもお伺いさせていただきます。いずれの場合でも、必要最低限の事項を除いては、お客様ご自身で選択できるものであり、お客様の個人情報を当社へご提供いただくか否かについては、お客様ご自身の判断をお願いいたします。なお、お客様からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合がありますので予めご了承ください。

2. お客様にお伺いした情報の管理

当社は、お客様のプライバシーを守るために、合理的な範囲で必要な措置をとります。また、当社は、提供していただいた個人情報の内容をお客様の同意を得ないで変更することはありません。またこれらのことは、お客様にお伺いした情報の処理を外部業者に委託する場合は同様です。

3. お客様からお伺いした情報を第三者に開示する場合

当社は、お客様への商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、お客様からお伺いしたお名前、年齢、ご住所、メールアドレス(メールにてお問い合わせ時のみ)などの個人情報をお申し込みいただいた旅行等の手配のために業者(航空会社、ホテル、施設などの業務委託先)等に開示します。このほか、当社及び当社と提携する企業の商品・サービス、キャンペーンのご案内、特典等のサービスの提供に、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。そのほかは、次のいずれかの場合を除いて、お客様からお伺いした個人情報を当社が第三者に開示することは原則としてありません。

- ① お客様ご本人が個人情報の開示に同意している場合。
- ② 法令により開示が求められた場合。
- ③ 統計資料などにより個人を特定することが不可能な状態での開示する場合。

4. お客様にお伺いした情報についてのお問い合わせ

お客様がご自身の個人情報についての照会・修正等をご要望される場合には、当社は、提供者ご本人であることを確認した上で、合理的な範囲でご要望の内容に対応させていただきます。尚、ご要望にしたがって個人情報を変更したり削除したりした場合に、当社の商品・サービスの全部または一部をご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。

お問合せ窓口

株式会社ツアーオフィス 受付時間 10:00-18:00(土・日・祝日はお休み)